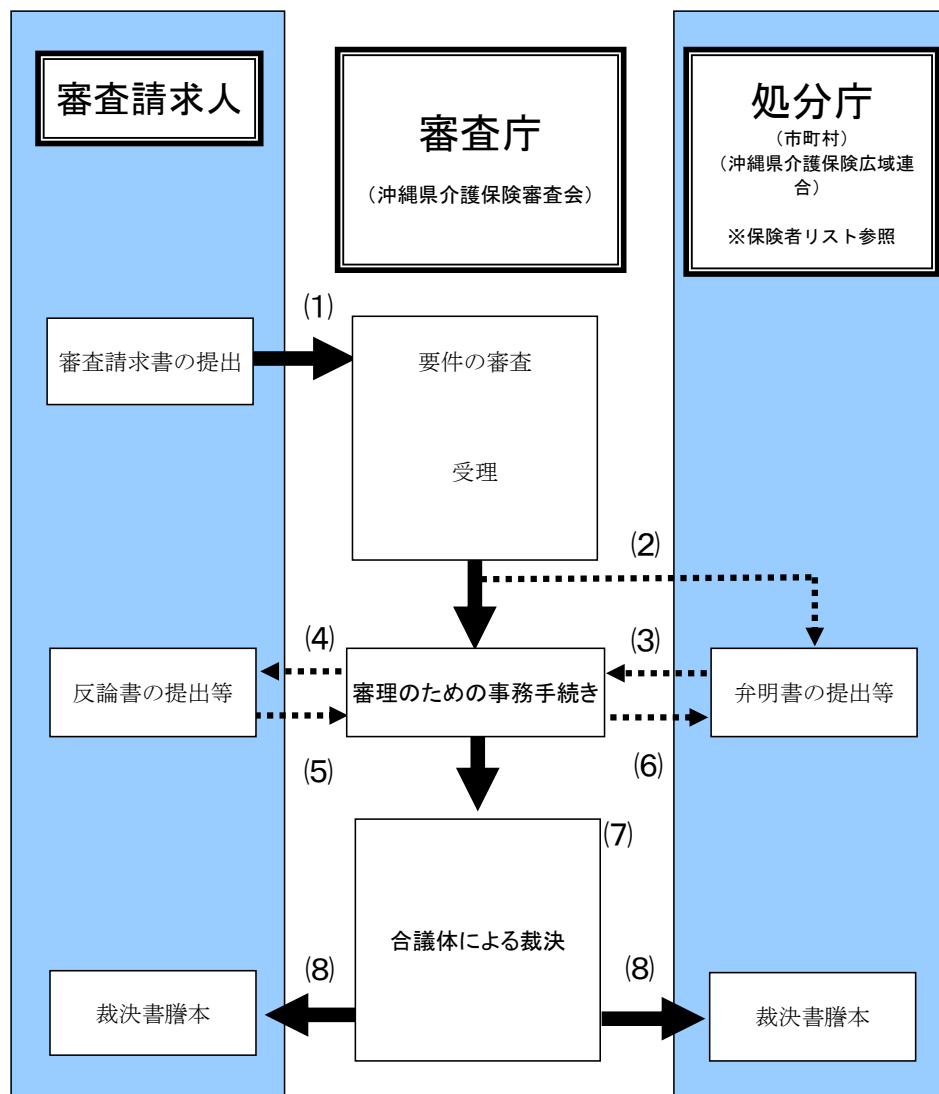


● 審査請求の流れ



(1) 審査請求人は、審査請求書を2部(正本・副本)作成し、審査庁へ提出する。

【審査請求の対象となる処分】(介護保険法第183条)

- ①要介護認定・要支援認定に関する処分、②被保険者証の交付の請求に関する処分、
③給付制限に関する処分、④保険料その他の徴収金に関する処分

【審査請求書の記入について】

処分について、どの点が違法・または不当であるかを具体的に記入する。不明確な場合は、補正を求めることがある。

【審査請求をすることができる期間】(行政不服審査法第18条第1項)

処分があったことを知った翌日から起算して3月以内。

例：処分があったことを知った日が4月1日の場合は、7月1日までとなる。

(2) 審査庁は、処分庁に審査請求書の副本を送付し、弁明書の提出を求める。

(3) 処分庁は弁明書を2部審査庁に提出する。

(4) 審査庁は審査請求人に弁明書の副本を送付する。

(5) 審査請求人は、反論がある場合は反論書を2部(正本・副本)審査庁に提出することができる。

(6) 審査庁は、反論書の提出があった場合は、処分庁に反論書の副本を送付する。

(7) 合議体により、容認(処分の全部又は一部を取り消す)・棄却・却下のいずれかの裁決を行う。
※裁決が行われるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

(8) 審査庁は、裁決書謄本を審査請求人及び処分庁に送付する。